

看護師の特定行為研修の臨地実習に関するお願い

当センターは、特定行為に係る看護師研修制度の協力病院です。
研修生である看護師が臨地実習を行いますので、ご協力をお願いします。

看護師の特定行為について

特定行為とは、医師の指示（手順書）に基づいて、看護師が一部の医行為を行うことです。当センターでは、9月12日より以下の項目の臨地実習を行います。

以下の事項を守り、臨地実習を行います。

1. 実習を行う場合は事前に説明を行い、患者さんの安全を確保するとともに指導医などの助言や指導を受けて実習を行います。
2. 特定行為研修に関するご意見やご質問は、指導医師や看護師に直接お尋ねください。
3. 同意した後でも、実習を断ることができます。また、断ることで治療および看護の不利益を被ることはありません。
4. 研修生は、患者さんやご家族から取得した情報についてプライバシーの保護に努めます。

2022年度の特定行為実習項目

1. 栄養に係るカテーテル管理関連
2. 創傷管理関連
3. 創部ドレーン管理関連
4. 動脈血液ガス分析関連
5. 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
6. 感染に係る薬剤投与関連
7. 術後疼痛管理関連
8. 呼吸器（気道確保に係るもの）関連
9. 呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
10. 血糖コントロールに係る薬剤投与関連
11. 循環動態に係る薬剤投与関連

厚生労働省：特定行為に係る看護師の研修制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>